

令和6～8年度の65歳以上の介護保険料が決まりました

所得段階	対象	保険料(年額)
第1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	2万1,540円
第2	本人が市民税非課税	80万円を超え120万円以下の人
第3		120万円を超える人
第4		80万円以下の人
第5		80万円を超える人
第6		120万円未満の人
第7		120万円以上210万円未満の人
第8		210万円以上320万円未満の人
第9		320万円以上420万円未満の人
第10		420万円以上520万円未満の人
第11		520万円以上620万円未満の人
第12		620万円以上720万円未満の人
第13		720万円以上の人

問[介護保険制度について]介護高齢課介護保険室(☎75-8936)
[介護保険料の通知・納め方]税務課市民税室(☎75-8949)

お知らせ

「くらし」「もよおし」「相談」など、さまざまな情報をお届け

本庁 (☎53-2111)
荒川支所 (☎62-3101)
神林支所 (☎66-6111)
朝日支所 (☎72-0111)
山北支所 (☎77-3111)

今月の市税などの納期限

5月31日(金)

・軽自動車税 全期



令和6・7年度の後期高齢者医療保険料の保険料率が決定しました

令和6・7年度の保険料率は、今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正や若年世代の出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援するため、引き上げを行いました。保険料率

- ・均等割額 4万4,200円
- ・所得割率 8・61%

※被保険者本人の総所得金額などから基礎控除額(43万円)を引いた額が58万円以下

下の場合は、令和6年度の所得割率を7・98%で算定します

問県後期高齢者医療広域連合業務課資格係(☎025・285・3222)または税務課市民税室(☎75・8949)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

支給月 2・5・8・11月
【特別障害者手当】月額2万8840円

20歳以上で、精神または体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人

【障害児福祉手当】月額1万5690円
20歳未満で、精神または体に著しい重度の障がいがあり、

日常生活で常時介護を必要とする児童

問身体障害者手帳や療育手帳などがない場合でも申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

問福祉課福祉政策室(☎75・8940)または各支所地域振興課地域福祉室

5月31日は世界禁煙デー
5月31日～6月6日は禁煙週間

たばこは、吸っている本人だけでなく、周囲の人の健康にも影響を与えます。望まない受動喫煙防止を図るため、全ての施設は原則屋内禁煙となっております。特に学校や病院などの施設では敷地内禁煙です。

また、20歳未満の人を喫煙可能な施設や喫煙室に立ち入らせられることはできません。たばこを吸う人も吸わない人も、望まない受動喫煙を防ぎましょう。

問村上保健所地域保健課(☎53・89999)

時間外窓口を終了します
本庁・各支所での夜間・休日窓口は令和6年9月末で終了します。時間外に各種証明書の交付を希望する場合はコンビニ交

付・電子申請サービスをご利用ください。

問市民課市民年金室(☎75・89930)

市営・県営住宅の入居申し込みを随時受け付けています

公営住宅は、住む場所に困っている人のための住宅です。入居については、申し込み順ではなく、必要度の高い順に選考して決定します。入居条件や手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

問国都市計画課建築住宅室(☎75・8947)または荒川支所産業建設課建設管理室(☎62・5273)

医療費の適正化にご協力を願います

お医者さんの上手なかかり方
休日や夜間受診は緊急のときのみ
かかりつけ医を持つ
重複受診は控える
薬のもらいすぎに注意する
お薬手帳を1冊にまとめる
薬のもらいすぎに注意する
ジェネリック医薬品を利用する
健康診断を毎年必ず受ける
病気の早期発見・早期治療ができます

問保健医療課国保室

(☎75・89931)

運転が不安になってきた高齢者やそのご家族へ

高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証の自主返納者に奨励金を交付しています。

問次の全てに該当する人
・自主返納および申請時に市内に住所のある人
・65歳になった日以降に自主返納した人
・令和5年10月1日以降に運転免許証を自主返納した人
奨励金 1万5千円(1人1回限り)

問申請書に①と②を添えて電子申請、郵送または持参
①「申請による運転免許証取消通知」の写し
②振込口座(自主返納者本人の口座)を確認できる書類の写し

問申請書は市民課または各支所地域振興課の窓口、市ホームページから取得できます。
問市民課生活人権室(☎53・39999)

ペットを飼う際はマナーを守って飼いましゅう

犬や猫の飼い方に関するトラブルが増加しています。飼育している人は、動物が苦手な人がいることを理解し、マナーを守って飼いましゅう。

犬の散歩中にふんや尿をした時は、ふんは持ち帰り、尿は水で流しましょう。ふんを放置した場合は、廃棄物処理法や軽犯罪法による処罰の対象となる場合があります。
猫は屋外に出すと、近所の庭を汚したり、感染症や事故に遭う危険性がありますので、室内での飼育を心がけましょう。

問飼つ意識がないのに野良猫にエサを与えるのはやめましょう。周囲に猫が集まり、ふん尿や鳴き声で近所に迷惑がかかります。

問環境課生活環境室(☎75・89932)



家族葬「感動葬儀」お葬式なら会津屋
365日24時間対応

365日24時間対応
ホール直接安葬いつでも可能
お葬式事務相談対応
ホール使用料無料

～人の心をより豊かにする～
ベルホール会津屋 家族葬ホール村上
0120-04-4449

建築設計施工・不動産一級建築士事務所
株式会社 新和建设
本社：〒959-3406 村上市下助測794-1 ☎0254-66-7833
リフォーム館：〒959-3406 村上市下助測722-1 ☎0254-75-5656

新築住宅 完成見学会開催
期間：5月6日(月)～5月12日(日) 場所：新発田市内
完全予約制です。お問い合わせ、またはホームページよりご予約をお願いします。
ご予約先：新発田事務所 ☎0254-22-2510 ホームページ

北陸信越運輸局指定整備工場
有限会社 ナカムラ自動車整備工場
〒959-3403 村上市上助測1201-1
営業時間 AM8:20～PM5:00
休日 日曜祝日、第二・四土曜日(上記の日は当番が緊急対応を致します)
電話番号 0254-66-7039

毎月好評開催中の
新築・リフォーム相談会
5/25(土)・26(日)
TEL.0254-52-4760